

## 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の 見直しについて

平成28年1月27日  
水・大気環境課

### 【概要】

平成27年10月21日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年環境省令第33号。以下「改正省令」という。）が施行されたことにより、トリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項に基づく排水基準及び法第14条の3第1項に基づく地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準（以下「浄化基準」という。）が改正された。

この改正を受け、これとの整合を図るため「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年福島県規則第75号。以下「生環条例施行規則」という。）」を見直すものとする。

## 第1 改正省令の内容について

### 1 改正の経緯

平成26年11月にトリクロロエチレンの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「環境基準」という。）が0.03mg/Lから0.01mg/Lに改正された。

これを受け、環境基準の維持・達成を図るため、トリクロロエチレンについて、法第3条第1項に基づく排水基準及び法第14条の3第1項に基づく浄化基準が改正された。

### 2 改正の内容

トリクロロエチレンの法第3条第1項に基づく排水基準が0.3mg/Lから0.1mg/Lに、法第14条の3第1項に基づく浄化基準が0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更された。

表1 トリクロロエチレンの排水基準及び浄化基準

(単位：mg/L)

	改正前	改正後
法第3条第1項に基づく排水基準	0.3	0.1
法第14条の3第1項に基づく浄化基準	0.03	0.01

※ 改正省令施行の際、現に法で定める特定施設（設置の工事を行っているものを含む。）を設置している特定事業場については6ヶ月間、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間適用が猶予される。

## 第2 上乗せ条例に基づく排水基準の見直しについて

### 1 上乗せ条例に基づく排水基準について

本県では、県内の公共用水域の水質保全を積極的に図る観点から、昭和50年に上乗せ条例を制定し、法第3条第3項及び第4項に基づき、項目、水域、業種及び排水量ごとに排水基準を設定し、特定事業場からの排水の排出を規制している。

また、公共用水域又は地下水を水源とする水道の水質保全を図る観点から、特別排水規制水域（水道取水地点より上流の一定水域）及び地下水水質保全特別水域（地下水の水道水源の一定水域）（以下「特別排水規制水域等」という。）では、法で定める排水基準より厳しい排水基準（以下「特別排水基準」という。）を設定している。

なお、現在のところ、特別排水規制水域等に指定された水域はない。

### 2 特別排水基準の改正について

#### (1) 改正案

トリクロロエチレンの特別排水基準を0.03mg/Lから0.01mg/Lとする。

表2 トリクロロエチレンの特別排水基準の改正案

(単位：mg/L)

	現行	改正案
特別排水基準	0.03	0.01

#### (2) 改正の理由

特別排水基準は、法に基づく浄化基準を考慮して設定しており、現在トリクロロエチレンの特別排水基準は、改正前の浄化基準と同値である0.03mg/Lとしている。

今回の改正省令の施行により、浄化基準が0.01mg/Lに変更されたことから、これとの整合を図るため、特別排水基準の改正を行うものである。

#### (3) 施行予定日

平成28年4月21日

ただし、上乗せ条例施行の際、現に法第2条第2項に規定する特定施設を設置する特定事業場については、6ヶ月間適用を猶予する。(平成28年10月20日まで適用を猶予)

### 3 その他

現在、県内には特別排水規制水域等に指定された水域はない。

### 第3 生環条例施行規則に基づく排水指定事業場排水基準の見直しについて

#### 1 生環条例施行規則に基づく排水指定事業場排水基準について

##### (1) 概要

本県では、生活環境の保全に資することを目的とし、平成8年に福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号。以下「生環条例」という。）を制定した。

生環条例では、法の適用の及ばない事案を補完するため、生環条例第27条第2項に規定する排水指定施設を設置する工場又は事業場（以下「排水指定事業場」という。）に対して、排水指定事業場排水基準を適用し、排水指定事業場から公共用水域に排出される水（以下「指定事業場排水」という。）を規制している。

排水指定事業場排水基準の具体的な数値は、生環条例施行規則において定めている。

##### (2) 排水規制の水域の区分

排水指定事業場排水基準のうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（法定有害物質及び法定外有害物質）については、規制水域を「特別排水規制水域」及び「特別排水規制水域以外の水域（以下「その他の水域」という。）」に区分している。

特別排水規制水域は、水道水源の水質保全を図るため、水道取水地点より上流の一定水域において有害物質に係る排水基準をより厳しくして水道原水の安全性を担保している。

なお、現在のところ、特別排水規制水域に指定された水域はない。

#### 2 排水指定事業場排水基準の改正について

##### (1) 改正案

特別排水規制水域におけるトリクロロエチレンの排水指定事業場排水基準を0.03mg/Lから0.01mg/Lとする。

その他の水域におけるトリクロロエチレンの排水指定事業場排水基準を0.3mg/Lから0.1mg/Lとする。

表3 トリクロロエチレンの排水指定事業場排水基準の改正案

(単位：mg/L)

規制水域	現行	改正案
特別排水規制水域	0.03	0.01
その他の水域	0.3	0.1

## (2) 改正の理由

特別排水規制水域における排水指定事業場排水基準は、法に基づく浄化基準を考慮して設定しており、その他の水域における排水指定事業場排水基準は、法に基づく排水基準を考慮して設定している。

現在、トリクロロエチレンの特別排水規制水域における排水指定事業場排水基準は、改正前の浄化基準と同値である 0.03mg/L としており、その他の水域における排水指定事業場排水基準は、改正前の排水基準と同値である 0.3mg/L としている。

今回の改正省令の施行により、浄化基準が 0.01mg/L、排水基準が 0.1mg/L に変更されたため、これとの整合を図るため、排水指定事業場排水基準の改正を行うものである。

## (3) 施行予定日

平成28年4月21日

ただし、生環条例施行規則施行の際、現に生環条例第27条第2項に規定する排水指定施設を設置する排水指定事業場については、6ヶ月間適用を猶予する。(平成28年10月20日まで適用を猶予)

## 3 その他

現在、県内には特別排水規制水域の指定はなく、その他の水域においてもトリクロロエチレンについて、改正案の排水指定事業場排水基準の数値(0.1mg/L)を超える指定事業場排水の排出はない。

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例  
改正案

別表第2

1 特別排水規制水域又は地下水水質保全特別区域に適用する有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	改正前	改正後
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.03</u> ミリ グラム	1 リットルにつき <u>0.01</u> ミリ グラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則 改正案

(法定有害物質関係)

別表第5 排水指定事業場排水基準

1 法定有害物質に係る排水基準

改正前

法定有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム	1 リットルにつき <u>0.3</u> ミリグラム

改正後

法定有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム	1 リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム